

愛川町教育委員会

平成21年1月26日

愛川町教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成21年1月26日（月）
午後2時57分から午後4時07分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 前回会議録の承認について
日程第3 教育長報告事項について
 (1) 教育長報告事項
 (2) 小学校給食の給食費について
日程第4 その他
 (1) 新しい郷土資料館の運営計画及び条例・規則について
- 4 出席委員 教育委員長 三好容子
 委員長職務代理者 足立原 威
 教育委員 八木一郎
 教育委員 岡本弘之
 教育長 熊坂直美
- 5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
 教育次長 岡本幸夫
 教育総務課長 河内健二
 生涯学習課長 長嶋忠雄
 スポーツ・文化振興課長 大八木 尚一
 教育開発センター指導主事 佐藤千代乃
 教育総務課副主幹 佐藤 貴

◎開会

- （三好委員長） 皆さん、こんにちは。ただいまから1月定例教育委員会を開催するわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決をすることができないとされております。ただいまの出席委員は5人であり、定足数に達しておりますので、1月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますからご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （三好委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （三好委員長） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） 質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議ありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (三好委員長) それでは、次に、日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

日程第3、教育長報告事項についての(1)教育長報告事項の説明をお願いいたします。

教育長。

——教育長より詳細について説明——

- (三好委員長) ありがとうございます。

説明は以上のとおりであります、何か質問等ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

人事異動の時期にも入ってきておりました、その説明もありましたけれども、成人式も参加者が73%ということです。最初ざわつきがありましたけれども、何とか冷静に聞いてくれたように思いました。よかったなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3(1)教育長報告事項については、教育長報告のとおりご承認をお願いいたします。

次に、教育長報告事項の(2)小学校給食の給食費についての説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 小学校の給食費につきましては、ここ2・3年物価の変動等でだいが会計のやりくりが苦しいということは以前お話ししましたが、栄養士等を中心に研究を重ねてまいりまして、値上げ等の原案を策定いたしましたので、それにつきまして、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それでは、小学校給食費の改定、具体的には値上げということになりますけれども、この案についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

なお、資料につきましては、資料2をお出しいただきたいと存じます。

ここでは、小学校給食費の改定の案ということでお示しをさせていただいております。

それで、ちょっとこの給食の改定に至る背景などにつきまして、私のほうから先に説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、ご案内のように、本町の小学校については6校ございまして、この学校給食については、学校給食法に基づきまして実施をしております。自校方式において完全給食ということで、主食、副食、ミルク、いわゆる牛乳ですね、その3点を学校給食として実施をしまして、完全給食として位置付けてございます。

この給食の実施に伴う給食の材料の費用でございまして、これは学校給食法に基づきまして保護者に負担をいただくものでございまして、その額につきましては、学校栄養士が学校給食法の規定等に基づきまして、1食当たりの栄養所要量を計算し、献立を作成、そして給食材料費が定めがされるということでございまして。

現行の給食費でございまして、学校の登校の日数を学校行事などを考慮した中で、年間における給食日数を184日、184回ということで定めてございまして、平成21年度についても本年度同様に184回を予定しております。

それで、今現在1食当たりについては、204円ということでの算出になってございまして。年額ですと3万7,400円ということで、これを月額ということでは、年間12月があるわけですが、夏休みの期間の8月については除きまして、11月とし、月で割りますと、月額で3,400円ということで定めてございまして。

この月額の3,400円につきましては、平成4年4月に改定がされまして、その前は3,000円であったものを、400円アップしまして3,400円ということで定めがされたということでございまして。したがって、本年3月で17年が経過をいたすということになります。

そして、この間において、物価の変動や消費税の改定などもございまして、その中でもい

ろんな工夫をする中で、現行額の維持をしてきたところでございます。

しかしながら、昨年の原油価格等の高騰などによりまして、多くの食品などが、値上げがされました。また、さらには輸入食材等の異物の混入だとかということから食の安全性が問われ、改めて国産品の使用が求められていることから学校給食費そのものについての食材費の値上げが必要であるということが調査の中でわかってまいりました。

そこで、昨年10月に学校給食の食材価格の調査研究をするために、学校給食会の下部組織ということで、教育委員会事務局職員と小学校の栄養士などによりまして、学校給食費の研究會を立ち上げさせていただき、調査研究を行ってきたところでございます。

その調査の方法、内容、そして調査結果ということでございますが、本町での小学校給食献立の幾つかの例をとりまして、平成19年度の食材購入価格と平成20年度との比較をいたしまして、その結果、値上がったものでは、小麦粉類や乳製品などございまして、このようなものを献立し、パンやめん類、特にめん類の中でもスパゲッティなどの場合においては、価格差が顕著に見られたということでございます。

その価格の上がり幅ということで、実際比較をした中では、6%から8%の価格の差が生じているというような結果が出てございます。

この6から8%相当を1食当たり、先ほど申し上げました204円に乗じたときには、12円から16円のアップ、それから月額ということで見たときには、200円から270円ということでありまして、月額3,400円に、200円から270円をプラスした金額に値上げする必要ということで計算はいたしたところでございます。

したがいまして、月額で徴収するというところで、10円単位ということになりますと、非常に会計上も困難をきわめますので、100円単位といたしましたときに、200円もしくは300円ということの数字になりまして、これを8%相当のアップ額ということで見ますと、300円の値上げが必要かなということで、お手元に配付しました現行の月額3,400円を300円アップしまして3,700円ということで、アップ率については8.8%ということで、この額を案にまとめたところでございます。

なお、念のためでございますが、今後学校給食の食材使用の基本は国産食材を使用していくということを基本に置いて運営をしてまいりたいということで考えてございます。

また、参考までに、平成20年度の食材等が値上がる中での値上げへの対応、工夫ということで申し上げますと、デザート回数を減らしたことや、小麦粉などの値上げに対しましては、主食のパンとかめん類関係の回数を米飯に、いわゆるお米の主食のほうに変えたことに

よってしのいできたという経過がございます。

今回のこの給食の値上げに関しまして、きょうお示しの案を2月2日に開催予定であります学校給食会議にお諮りをしまして、最終的に決定をいたしてまいりたいということで考えてございます。

したがいまして、きょうの段階におきましては、教育委員さんのほうにご意見をいただきたいということで、一つの案をお示しさせていただいたものでございます。

それで、お手元の資料2に、申し上げた視点で説明させていただきます。1番で、改定前と改定後の比較ということでございまして、改定前については、月額でございますけれども、3,400円、改定後が300円アップで3,700円、比較ですと、300円のアップの8.82%ということ です。

そして、2番では、給食費を300円値上げした場合の年間の保護者負担額の割合ということでございます。

特に、この表で見ていただきますと、2年生から6年生については回数等が同じになりますので、そこにお示ししましたようなことで、現給食費については、年額で3万6,300円、改正後の給食費が3万9,600円ということで、そしてこの金額については、3,400円が3,300円計算になっておりますが、これは町のほうで一月当たり100円の補助を支給ということで、保護者の実質的にご負担をいただく金額については3,300円でありますので、その金額でここは計算上記載をさせていただきました。

したがいまして、改正後についても、3,700円になるわけでございますが、町で100円の補助をしておりますので、3,600円とし、11カ月ということで3万9,600円の数字をここに掲げているわけでございます。

それから、あと1年生につきましては、初め入学後の4月は、午前授業がありまして、給食を要する日数が若干減りますので、その実態に応じ、日数計算をさせていただきましたもので、この金額を算出してございます。

それから、3番目の現状の給食献立別比較と各種データ等の比較ということでございまして、先ほど冒頭申し上げましたように、献立別の価格比較をいたしまして、今回のこの値上げ幅というものの案を提出したところでございます。

それから、2番では、各デザートの利用回数等、それから3番では、月ごとの主食回数の米飯給食としての工夫ということで、2番、3番で先ほど申し上げたような対応をさせていただいております。

本日ご提示をさせていただいておりますのは、繰り返しになりますけれども、月額3,400円の金額を300円アップの3,700円ということで、8.82%のアップということで、ご提案をさせていただいたものでございます。

ですがいまして、この案を最終的には2月2日の給食会にお諮りして決定をしていきたいと思っておりますので、この段階におきまして、教育委員さんからご意見等がございましたらお聞きしたいということでご提示をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上のとおりであります。

これより質疑に入ります。

（2）小学校給食の給食費について、何かお聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。国産の食材を使用するということですが。

はい、岡本委員。

○（岡本委員） 値上がり等ですね、値上げもやむを得ない面があろうかと思うんですけども、この説明の中の献立別価格表、3の（1）のところで、資料1という、それが平成19年度と20年度、1年間の差ということですね。ご説明では、現行の費用、17年間据え置きということですね。17年間据え置きだった価格、その変化というものが、1年の経過だけの比較というのはどの辺の、どの程度の重さがあるものなのか、そういうデータがですね、17年経過しているわけですから、そうすると、少なくとも3年とか5年とか、そういった間の経過ぐらいは把握して、根拠をさらに強めるということも必要なんじゃないかなという思いで見ただけですけども、この資料1とか、この中では、資料2とか資料3というのが、どういう資料なのかわかりませんし、ありませんから、その辺のところはどうなのか、値上げとなるとなかなかその根拠をしっかりと説明する必要があると思います。

○（三好委員長） いかがでしょうか。

○（河内教育総務課長） 今のご質問の関係でございますが、大変恐縮でございますが資料についてはご提示できないということでございまして、この過去の変動関係につきましては、平成18年あるいは平成17年をとってまいりますと、大きな変動というのは、この過去の中ではなかったのかなということで、消費税等の改正などもこの17年の中にはあったようでございますけれども、その時点で学校給食会議を開催した経過はないとのことでございます。

しかしながら、保護者の負担ということもありまして、大きな変動がなかったということも含めまして、そのまま据え置いてきたという経緯があるということで、確認させていただいたということでございます。

したがって、個々細かい数字まで、この時点では出しているんだろうと思いますが、具体的な変動額を算出したものの大きな開きがなかったとの経緯をもって会の開催をしていないものと判断をしております。

特に、平成19年と平成20年の比較では、昨年の原油価格の高騰などによって顕著にあらわれている部分を特にピックアップをさせていただき、メニューの5つの例を資料ということでまとめさせていただきました。例えば1のメニューでいきますと、ロールパンを使って牛乳、ナスのスパゲッティ、ポテトサラダということで、このメニューにしますと、どの程度 of 材料の中で価格の差があるかということで、算出しますと5%の差額がありました。特にその中では、スパゲッティなど小麦粉関係が若干値上がりがされていることで、この5%というものが値上がり率であります。

また、例えば、ワカメご飯等を主にしまして、牛乳、豆腐を材料にしたスープ煮やハウレンソウのソテー、それからデザートを入れたときには、やはり5%ぐらいになり、その差額等を約11円として調べました。他にもメニュー例での価格比較をし、その結果5~8%の値上がりが確認できました。また、現在の公立小の給食費の値上げ状況などを新聞などで見ますと、11市町村が今年度に値上げをされるとの情報を確認しており、値上げ額については、やはり300円から、高いところ700円で、300円程度が一つの例にもなっていることなどもありまして、その辺のことも確認をしながら今回の値上げ額を300円の8.8%といたしましたところであります。

○（三好委員長） いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

岡本委員。

○（岡本委員） 17年間というかなりの期間ですから、それが据え置かれてきたことで、かなり無理をしているんな面でおさえてきた経過があると思うんですよ。そういう、もっと本当は値上げしなきゃいけないんじゃないかなとも思えるんです。今の物価の値上げからするとですね。逆に1年程度の資料でみれば、ほかの市町村と比べれば妥当な額なのかなという思いもしますけれども、その辺で感じたもので、こういう時代ですから、値上げもやむを得ない、そういうふうに思いますけれども、要は、値上げについてはご父兄も理解できる説明資料の下に説得あるものがあればねということなんですね。大体様子がわかりました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

はい、八木委員。

○（八木委員） 町で、1カ月100円の補助していますが、これはもちろん生徒数にもよりますが、子どもは100円というとかかぴんと来ないんですが、年間、この小学校の給食費に対する町の100円の補助金というのは、金額的には幾らぐらいになりますか。月額100円ですから、それを11カ月して、人数倍すりゃいいんですが、大体どのぐらいの金額になるんですか。

○（八木委員） 総額です。

○（河内教育総務課長） そうですね、今、月で100円ということですから、1人について、年間ですと1,100円ということで、児童数が約2,500ということになりますので、二百六、七十万になると思われま。

○（三好委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） それで、2年ぐらい前ですか、いわゆる給食費の未納、小学校の給食費を先生方がいろんな方法でお集めしているわけなんだけれども、未納部分があると、たしかあの当時、私教育長にお聞きしたら、愛川町ではそんなにはないと、21万とかっていう数字をちょっと覚えておるんですが、その未納の仕方にもこの世の中ですから、ご父兄のいろいろな対応があると思うんですが、押しなべて、小学校の給食費に対して、保護者がどんなふうな感じを持っているのかなとか、高いとか、安いってということもさることながら、助かっているとか、これじゃ、ちょっとどうなのかなとか、やっていけないだろうとかね、もっと何とか町でできないのかとか、逆に町のほうは年間270万の負担、これは言ってみれば大きなお金なんだけれども、こういうところこそ、町長さんに言って、町で負担するとかそういうことはできないのかなってイメージを持っているわけですよ。

それと、中学の給食にも関連しますが、当然これまた負担は幾らになるのかちょっと忘れちゃったけれども、ありますよね。そういうところの加味ぐあいとか、やっぱり一番これは、何ていうのかな、ただ唐突に出していいものかどうかなんていうこと、もっと吸収できる、せめて給食を完全給食でやっている小学校であるがゆえに、吸収するような努力も必要じゃないのかなと思ったんです。

例えば、これ100円を、400円の差額と見たとしても、約1,000万弱ですよ。1,000万ぐらいかな、年間。何とかなるんじゃないかなという感じを持ちました。

以上であります。

○（三好委員長） ありがとうございます。

それについて、教育長。

○（熊坂教育長） 今までの給食の関係のことで、今回値上げの案を提示いたしましたが、それまでの経過を若干お話をさせていただきたいと思います。

実は、18年度あたりから大分給食費のやりくりが難しいという話が栄養士さんからはお聞きをしていました。議会でもそういう質問も何回かございました。

18年から19年にかけて、実際の実態を調べ、研究をし、必要に応じては値上げも考えなければいけないということで、議会でもご理解は得てまいりました。

去年の2月ですね、PTAの研究発表大会ということで、各学校からPTAの役員さんが50名ずつぐらい集まっての発表が文化会館であるんですが、そのときにこの給食費のお話をさせていただきました。今検討していますが、大分厳しい状況にあるので、来年度あたり検討した結果で上げるかもしれませんというお話をし、それ以降特に上げてはいけないとかというご意見はいただいておりますが、この間もPTAの会長さんの役員会がございましたので、そこへ出向いてこのお話をさせていただきました。PTAの会長さん方も、このご時世、やっぱり上げる必要があるだろうなというご了解はいただいております。

ただ、まだ正式には公表もしておりませんので、ここでまた給食会を開いてご意見を取りまとめた中で、この案に近い形で公表をしていきたいと思っております。

ちょうどきょうでしょうか、小田原が100円値上げというのが出てまいりました。小田原は、今までがもうちょっと高い3,700円ですか、それが3,800円にするというようなことだそうです。横須賀は、今まで3,600円かな、安いお金でやっていましたが、大変だということで、今度は4,000円になるのでしょうか。もうちょっと安かったのか。

○（河内教育総務課長） 3,300円が4,000円となります。

○（熊坂教育長） 4,000円で、いきなり700円上げるとのことです。

○（八木委員） よろしいですか。

○（三好委員長） 八木委員。

○（八木委員） いいですか、今のこの社会の中の客観情勢から見れば、だれから見ても、それはそれでいいと思いますが、私はなぜこういうこと言うかといいますと、やはり小学校の給食というのは完全給食で、一番の食育の原点であり、教育委員会としては一番教育的な配慮を持つべきものであり、大事なことであるということの中で、並列的に、次から次へ発展的に、総花的に、いわゆる放課後児童教育とかああいうふうなものが出てくる、あれだって

1,000万ぐらいのお金がかかっているわけですね。言ってみれば、本当に公平な税の一つの使用じゃないわけだ、私に言わせれば。

そういったことこそ、それはいいことかもしれないけれども、原点が、困ったときにまず原点を修正するのが教育の鉄則であると思うし、そういうことで、ただ教育長に反論するわけじゃないけれども、近隣の行政、自治体はどうだということは、私は余り聞きたくないのね。どっちかという、もうオリジナルにやってほしいということをいつも思っているわけなんです、これはどうせ私がここで言ったってどうこうなるもんじゃないんだけど、思いはそういうことです。値上げは結構だと思いますけれども、そういうことをいつも忘れないでほしいと思います。

以上です。

○（三好委員長） はい、ありがとうございました。

今の八木委員のご意見で何かありますか。よろしいでしょうか。

はい、ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○（足立原委員） いいですか。

○（三好委員長） はい、足立原委員。

○（足立原委員） これから予算交渉をなさるんでしょうけれども、そういうお話ですね。そこへ、これがやはりかかってくると思うんですね。ですからここでの承認ができないという部分があると思うんですね。

今、八木委員がおっしゃったんですけれども、確かに小学校の子どもたちは、全員が家庭の負担が和らいでいくという部分では、全体の給食費をもちろん上げる、個人負担を上げるということも大切ですが、やはり町の補助も若干そこに考えを持っていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。全体を上げるんだったら、やはり町も少し補助への負担を上げてというところがあればありがたいかなと思うんです。

○（三好委員長） ありがとうございました。

ほかにありますか。

○（熊坂教育長） 予算査定のときにこういうようなお話があったということをお伝えしながら町長にも考えていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○（三好委員長） ありがとうございました。

三好からも1つよろしいでしょうか。今不景気風が吹いているところで値上げということが出てきたわけなんですけれども、値上げをしなければいけない状況は、皆さんのお話の中

からも、社会情勢からも、これは仕方がないなって思いますが就学援助を受けないで何とか頑張ろうとしている親御さんがより苦しくなる、そういう現実もあるということも心配をしています。

町からの生活支援の平等性という言葉も出てきましたけれども、そういう中で、子どもたちへの支援を考えていただければと思います。

ほかに質疑がないようでしたら、以上で終結させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) それでは、ご異議はないものと認めて、(2) 小学校給食の給食費については、教育長報告のとおりご了承をお願いいたします。

◎日程第4

- (三好委員長) 次に、日程第4その他の(1) 新しい郷土資料館の運営計画及び条例・規則についての説明をお願いいたします。

教育長。

- (熊坂教育長) それでは、前回ご覧いただきました郷土資料館につきましては、4月のオープンを目指して進めておるわけでございますが、その情報整理の一つとしまして、運営計画、条例の改正、規則の関係というのを変更していかなければ、いけない部分もあります。もちろん条例につきましては、3月の議会へかけていくわけですが、規則等の関係もございまして、今日は、ご説明ということでご理解をいただき、規則の改正につきましては、3月の定例教育委員会で審議をしていただきたいと思います。それでは、担当課長のほうから、説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

- (三好委員長) ありがとうございます。

大八木スポーツ・文化振興課長

- (大八木スポーツ・文化振興課長) それでは、私のほう、資料の3になります。

ただいま教育長のほうからお話ありましたように、今回ご提示いたします郷土資料館の運営計画や条例・規則等につきましては、教育委員会内部の提案でありますので、町長部局との調整が済んでいないところもありますので、今後若干の変更が生じることもありますので、まずご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、資料3-1、愛川町郷土資料館運営計画（案）からご説明いたします。

委員の皆さんには、全員に資料が配付されているとのことですので、これにつきましては、主な部分の説明とさせていただきます。

運営計画については、郷土資料館建設検討委員会等で協議・検討された内容を中心に今日まで議会の質問等で答弁してきた事項などから、単なる展示施設でなく、愛川町の貴重な自然や歴史、民俗などに関する文化遺産を後世に引き継ぐとともに、ふるさと愛川の情報の発信拠点施設として、町民はもとより町外から訪れる方々に愛川町を紹介する施設とすることを念頭に置くとともに、他の館の資料を借用して展示できる博物館的な要素を取り入れ計画したものでございます。

その柱となる事項は、議会等で説明しております4項目、1つ、管理運営、2つ目、資料収集・保存・公開、3点目、調査研究、4項目め、教育普及であります。さらに地域文化の公開の項目を加えた5項目としたものであります。

1の管理運営であります。組織図にありますように、郷土資料館の位置づけは、教育委員会の出先機関として位置づけ、スポーツ・文化振興課に属することとしたものでございます。

次に、人員配置であります。資料館の組織体制は、館長を筆頭として職員、また学芸員としております。

また、館内外の清掃や簡易な修繕のほか、館長、職員の作業補助等については、業務委託にて対応することとし、町内のボランティア団体の登録制も考えております。

2ページ以降に内容等を記載してございます。

館長、職員、ボランティアについては、記載のとおりでございます。

次に、2、資料の収集・保存・公開でございますけれども、1の目的については、新郷土資料館建設計画で位置づけられているもので、保護継承すべき事業を収集・整理し、公開することを目的としたものであります。

2の方法については、収集・保存・公開の3要素に分け、位置づけるとともに、その方法等について定めたものでございます。

3、調査研究では、1の目的として、調査研究は、収集した資料の来歴などのほか、生涯学習社会に対応できるように幅広く実施することを目的としてございます。

4、教育普及では、1の目的は、単に設置するだけでなく、住民や来館者が参加できるような事業を組み入れた教育普及の推進を目的としたものでございます。

(2)の方法では、教育普及の方法については、講演会、講座、見学会のほか体験学習など幅広い方法を用いることとしたものです。

3の学校教育との連携として、学校教育との連携については、従来から実施していた社会教育の一貫として、一步踏み込んだ形の連携を視野に入れたものであります。

4の冊子類の発行は、ふるさと愛川町の情報発信拠点として、各種のパンフレット等の発行を行うこととしたものであります。

5、地域文化の公開については、資料展示や自主事業を実施することのほか、文化団体などの作品展示や、ボランティアグループの調査、研究結果等なども加え、地域に開かれた場の提供を行うこととしたものです。

その他では、常設展示の考え方や企画展示の実施について考え方などをまとめたものであります。

簡単でございますけれども、以上が運営計画についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、資料3-2をごらんください。

資料3-2、愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例(案)について、主なところの説明をさせていただきます。

条例につきましては、第1条から第10条の委任までの10条から策定してございます。

主なところでいきますと、第3条では、名称及び位置を掲げてございます。

名称は、愛川町郷土資料館、位置は、愛川町半原5287番地としております。

名称につきましては、現在あります郷土資料館を、本年度をもって廃止することから、愛川町郷土資料館としたものであります。

地番につきましては、代表地番を使用したところであります。

次に、ページの一番下にあります観覧料についてでございます。

郷土資料館の観覧料につきましては、基本的には無料としておりますが、将来企画展示室で他の博物館や資料館などから資料を借りて、特別展等を開催するときに、運搬などの経費が多大な額になった場合などには、その都度一定の観覧料を取ることができる規定を置いたものでございます。

なお、同条第2項で、減免規定を設けておりますのは、その特別展等が小・中学生の教育上役立つ内容であったりした場合、学校等で見たいといった場合には減免をしたいと、そういうようなことを想定しておるわけでございます。

次に、第7条、第7条は、工作・研修室の利用について規定するものであります。

一定の活動の場合には、使用を認め、その費用は無料とするものでありますが、その内容は、あくまでも学校教育または社会教育に関する場合のみ貸し出しをすると、そのようなことで設けてございます。

最後に、第10条の委任で、この条例に定めるもののほか、資料館の管理等に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるとしております。

条例につきましては、以上とさせていただきます。

続きまして、資料3-3をごらんください。

愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（案）についてご説明を申し上げます。

この条例につきましては、ただいまご説明いたしました条例第10条の規定に基づき、資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めているものであります。

第2条では、資料館の事業については記載のとおり、その中で、郷土資料の収集、保管及び展示のほか、郷土資料に関する調査研究や観覧者等への資料説明や指導など、幅広く定めているところであります。

事務分掌につきましては、第3条で規定しておりますように、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則、第7条に定めるものとしております。

現行の第7条には、現在あります半原の郷土資料館の事務分掌を行っておりますことから、これを廃止し、ここで規定する資料館の内容とするものであります。

次に、休館日ではありますが、第4条です。第4条で、休館日は月曜日としております。

月曜日とした理由につきましては、あいかわ公園のパークセンターが月曜日を休館日としており、隣の工芸工房村も月曜日を休館日とするとのことでありますので、歩調を合わせて、月曜日を休館日としたところであります。

そのほか、祝日の取り扱いや、年末年始の休館日なども県の工芸工房村と同じ取り扱いとしたものでございます。

第6条以下につきましては、館の利用についてのことや、資料の貸し出し等のほか、資料などの寄贈などに当たっての手續などの様式を定めているものであります。

以上、早口で申しわけありませんでしたけれども、規則の説明にかえさせていただきます。

そして、最後にもう一つ資料がありますけれども、資料3-4、これが年度末に公布を予定しております規則等でございます。

現時点で想定しております規則改正等につきましては、表に記載してあります5つの規則

であります。

改正に当たっての要因でありますけれども、ただいまご説明いたしました郷土資料館の条例・施行規則の制定、さらには前回の委員会でご説明いたしました町立体育館の廃止に伴い、関係する規則を改正するものであります。

説明は以上でありますけれども、冒頭で申し上げましたように、町長部局との調整が済んでいないところがございますので、今後調整の段階で若干の変更が出るということもあると思いますので、ご承知おき願いたいと思います。

説明は以上でございます。

- （三好委員長） 説明は以上ですが、これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

3月に再提案をやりまして、そこで審議をお願いしますということでしたので、そのよう
にお願いをいたします。

それでは、特に質疑がありませんので、（1）の新しい郷土資料館の運営計画及び条例・規則について質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、（1）新しい郷土資料館の運営計画及び条例・規則についてはご了承願います。

以上をもちまして、議事のすべてが終了しましたので、閉会したいと思います。ご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、1月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。